

韓国における法律市場開放

第二東京弁護士会会員

宮家 俊治 ● Miyake, Shunji

1 はじめに

我が国における法律市場の開放は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法が1987年4月1日施行されたことに端を発し、以降、同法律が幾度となく改正されてきた経緯は、いわゆる外弁規制の緩和の歴史と評しても差し支えないと思われる。

最も近い隣国である韓国は、法律市場の開放について、世界貿易機関(WTO)における多国間協議での交渉を経て、二国間の自由貿易協定(Free Trade Agreement, FTA)の枠組みの中で交渉されるに至り、今まさに開放のとば口に立とうとしている。

2 外国法諮問士法案

韓米自由貿易協定は、2007年4月2日、10カ月間の交渉を経て妥結し、同年6月30日、調印された。同協定には、法律サービス分野について市場開放を3段階にわたり実施することが内容とされている。これを受けて、韓国の法務部(省)は、同年7月17日、第1段階の市場開放のための新立法を企図し、外国法諮問士法案の立法予告(法律を制定または改廃するに際し各種媒介を通じ公示し、これについて意見を求める制度)を行った。2008年下半期中に韓米FTAが発効され、これと同時に外国法諮問士法が施行されることが予測されている。

外国法諮問士法案によれば、①外国法諮問士とは、韓国以外の国で弁護士資格を取得後、原資格国で3年以上の職務追行の経験を有し、法務部長官から資格承認を得た者をいう。また、②外国法律事務所が当該国で5年以上正常に運営されている場合には、韓国内に事務所開設が許可される。そして、③外国法諮問士の業務範囲は、(イ)原資格国の法令に関する法律事務の取扱い、(ロ)原資格国が当事国である条約及び一般的に承認された国際慣習法に関する法律事務の取扱い、(ハ)国際仲裁事件の代理、に限定される(韓国国内法に関与することはできない。)。また、④外国法諮問士が、(イ)国内弁護士と共同事業を行うこと、または、(ロ)国内弁護士を雇用する

ことは、脱法的な市場参入を招来する虞があることから、これを禁止している。

この外国法諮問士法案は、2003年3月、韓国がドーハ開発ラウンドの交渉妥結を企図してWTOに提出した第1段階開放案を基礎に作成されている。その立法目的は、韓国国内の法律サービスの消費者について、その適切な利益を保護するために、外国法律事務所及び外国法律家を管理し監督するための制度を確立する必要があるためであると一般に解されている。

3 今後の市場開放

韓国の法律市場開放は、第1段階において、韓米FTA発効と同時に、上記の分野を開放した後、第2段階において、韓米FTA発効後2年以内に、①外国法諮問士事務所と国内法律事務所との間で特別協力協定を締結すること、および、②国内外の法律事務が混在している事案について、外国法諮問士と国内弁護士が共同して、受任し、業務を迫行し、収益を分配することを容認し、第3段階において、韓米FTA発効後5年以内に、③外国法諮問士と国内弁護士との間で合弁事業を迫行すること、④外国法諮問士(事務所)と国内弁護士(事務所)との間で合弁事業体を設立すること、および、⑤そのような合弁事業体が国内弁護士を雇用することを容認していくことが、それぞれ予定されている。

4 おわりに

法律市場開放の行く末について、いずれの国においても、積極面として、競争を通じた法律サービスの質の向上、国際水準のワンストップ・サービスの提供が喧伝される反面、消極面として、法律サービスが商業化され公益的な側面の喪失、世界有数の大手事務所の参入による費用の高騰化、地元事務所の荒廃という警鐘が乱打されよう。真の帰着点は後世の歴史家のみが知りうるところであろう。しかしながら、韓国籍で米国弁護士の資格を有する1万以上の者が自国に戻って法律業務を行う機会を狙っている(香港で活動する者も40名以上)ともいわれており、我が国にはない特殊性を指摘することができる。満を持した市場開放によって、国内弁護士の国際競争力が飛躍的に増大するというシナリオが現実化するのであろうか。はたして漢江の奇跡を演じたパワーは健在であろうか。